

## 佐世保市職員公益通報者保護制度に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員等からの法令違反等に関する通報（以下「公益通報」という。）に関し必要な事項を定め、公益通報を行った職員等（以下「公益通報職員」という。）の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「職員等」とは、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局に所属する職員、非常勤職員、臨時職員、派遣労働者、請負事業等従事者等の労務提供者をいう。

2 この要綱において、「公益通報」とは、職務に関し次に掲げる行為又は事実が生じた場合に、職員等がその旨を通報することをいう。

(1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反する行為又はその恐れのある事実

(2) 個人の生命、健康、財産若しくは生活環境等を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼす恐れのある行為

### (公益通報職員の保護)

第3条 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 公益通報職員に関する情報は、非開示情報とする。

### (公益通報職員の責務)

第4条 公益通報職員は、通報に際しては、不正な利益を得る目的、他の職員を誹謗中傷する目的又は第三者に損害を与える目的で通報してはならない。

2 公益通報にあたっては、所属及び氏名を明らかにし、客観的な資料に基づき誠実にを行うよう努めなければならない。

### (公益通報職員に対する不利益取扱いの有無の確認)

第5条 職員課長は、公益通報の処理終了後、公益通報職員に対し、公益通報を理由とした不利益な取扱い等が行われていないか適宜確認するものとする。

### (相談等)

第6条 職員等は、第2条第2項第1号及び第2号の行為又は事実を知ったときは、通報に先立って、職員課長に対し、その該当の有無等の相談や通報処理手続等の問合せ等（以下「相談等」という。）を行うことができる。

2 前項に基づく相談等を行った職員等の保護については、第3条の規定を準用する。

### (救済制度)

第7条 職員は、公益通報又は前条第1項に規定する相談等を理由とした不利益な取扱いについて、その内容等に応じて、勤務条件に関する措置の要求、不服申立て、その他必要な救済制度を利用することができる。

### (運用状況の公表)

第8条 市長は、この要綱に基づく公益通報制度の通報件数等の運用状況について、必要に応じ公表するものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。